

## 例えばこんな支援を行います

### ◎ 高齢独居で事故や孤独死が心配

居住支援法人の支援員をはじめ、介護保険サービスを利用していけばケアマネジャーや訪問ヘルパー等さまざまな関係者が入居者の生活を見守ります。入居者の生活に異変があれば早期に察知して深刻な状態になる前に予防できます。

### ◎ 入居者間や地域でのトラブルで困っている

居住支援法人の支援員にご相談ください。該当の入居者の方へお声かけし、状況確認や課題の整理、解決に向けた方針を立てるお手伝いをします。必要に応じて、今の住まいでの生活継続のために利用できるサービスをコーディネートしたり、環境を変えて生活再建するために新しい住まい探しをサポートしたりします。

### ◎ 何かあった時に誰に相談していいかわからない

居住支援法人の支援員にご連絡ください。他の支援関係者と連携して対応にあたります。気になることがあれば小さなことでも早めにご連絡いただくことが、トラブルの予防・スムーズな対応のために大切です。

### ◎ 家賃滞納などのリスクを考えると不安

入居者が生活保護受給者であれば、生活保護の中の家賃に相当する額が直接大家さんや管理会社さんへ振り込まれる「代理納付制度」が利用できる場合があります。高齢者や障がい者で金銭の自己管理が難しい場合は、成年後見制度や日常生活自立支援事業、任意の金銭管理委託契約などを活用し適切に家賃の支払いができるようにするのも居住支援法人の支援のひとつです。

## 一般社団法人 パーソナルサポートセンター



**022-302-6510**

受付時間 平日 9:00～18:00

**FAX 022-224-1621**

**MAIL kyoju@personal-support.org**

FAX・メールでのお問い合わせは、24時間受付しますが、原則として開所日に返信いたしますので、数日かかる場合がございます。

**開所時間 平日 9:00～18:00**

※土日・祝日・年末年始を除く

**WEB <http://www.personal-support.org>**

**アクセス 〒980-0802**

宮城県仙台市青葉区二日町 6-6  
シャンボール青葉 2F



※駐車場はございません。車でお越しの方は、近隣の駐車場をご利用ください。なるべく公共の交通機関をご利用ください。

## パーソナルサポートセンターの 居住支援活動

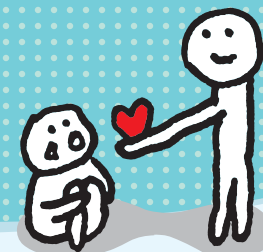
# 住まいの困りごと、 相談できます！

高齢なため一人で  
生活するのは不安

自力で住まいを  
確保するのが難しい



# 安定した住まいの確保から、安心して暮らせる住まい方まで支えます



## 住まいの確保支援 ひとりひとりに合わせた支援をコーディネートします

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するための情報提供や入居相談を行います。

(不動産屋への同行、内覧の同行、保証人確保支援、各種制度利用支援など)



## 住まい方の支援 日常生活における相談支援や、日常生活支援のコーディネート

\\ 大家さんの悩みに寄り添います。ご相談ください。 //

### 入居者トラブル



### 家賃滞納



### 遺品・残置物



### 孤独死



パーソナルサポートセンターは、支援を必要としている方が地域で安心して暮らすことができるようにお手伝いします。

家を失ってしまった人、障がいのある人、DV（ドメスティックバイオレンス）の被害にあわれている人、一人親世帯、ニート、引きこもり、就労困難な人など、安定した生活を送ることが難しい状態にある人たちに寄り添い、伴走型支援を行っています。

「困った」や「どうしよう」という声があれば、一度パーソナルサポートセンターへご相談ください。

パーソナルサポートセンターは平成30年6月7日に宮城県から指定された第1号住宅確保要配慮者居住支援法人です。

### 居住支援法人とは

低額所得、被災、高齢、障がい、子育て等の課題を抱え、住まいの確保に困っている人に対して、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談を行うと共に、入居後に安定して住み続けるための見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。